

令和 7 年 3 月 1 1 日招集

令和 7 年

第 2 回若桜町議会定例会会議録

(令和 7 年 3 月 1 1 日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
事 務 局 長		上 川 恭 子	
書 記		秋 田 恵理香	
提 出 議 案 の 項 目			
件数	件 名	議 案 名	議決結果
1	議案第2号	令和7年度若桜町一般会計予算	原案可決
2	議案第3号	令和7年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
3	議案第4号	令和7年度若桜町介護保険事業特別会計予算	原案可決
4	議案第5号	令和7年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
5	議案第6号	令和7年度若桜町赤松団地造成事業特別会計予算	原案可決
6	議案第7号	令和7年度若桜町財産区造林事業特別会計予算	原案可決
7	議案第8号	令和7年度若桜町索道事業特別会計予算	原案可決
8	議案第9号	令和7年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	原案可決
9	議案第10号	令和7年度若桜町簡易水道事業会計予算	原案可決
10	議案第11号	令和7年度若桜町下水道事業会計予算	原案可決
11	議案第12号	令和6年度若桜町一般会計補正予算（第8号）	原案可決
12	議案第13号	令和6年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
13	議案第14号	令和6年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）	原案可決
14	議案第15号	令和6年度若桜町財産区造林事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
15	議案第16号	令和6年度若桜町索道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
16	議案第17号	令和6年度若桜町簡易水道事業会計補正予算（第5号）	原案可決
17	議案第18号	令和6年度若桜町下水道事業会計補正予算（第4号）	原案可決
18	議案第19号	若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	原案可決
19	議案第20号	若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決

2 0	議案第 2 1 号	若桜ゆはら温泉ふれあいの湯の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
2 1	議案第 2 2 号	若桜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について	原案可決
2 2	議案第 2 3 号	若桜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について	原案可決
2 3	議案第 2 4 号	若桜町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
2 4	議案第 2 5 号	若桜町八幡広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
2 5	議案第 2 6 号	若桜町立わかさ温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
2 6	議案第 2 7 号	若桜町使用料徴収条例の一部改正について	原案可決
2 7	議案第 2 8 号	若桜町立多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
2 8	議案第 2 9 号	若桜町営スキー場施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
2 9	議案第 3 0 号	若桜町活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
3 0	議案第 3 1 号	若桜町エゴマ搾油加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
3 1	議案第 3 2 号	若桜町精米施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
3 2	議案第 3 3 号	若桜町立地域福祉センター・ドリーミーの設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
3 3	議案第 3 4 号	若桜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	原案可決
3 4	議案第 3 5 号	若桜町手数料徴収条例の一部改正について	原案可決
3 5	議案第 3 6 号	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	原案可決

3 6	議案第 3 7 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	原案可決
3 7	議案第 3 8 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	原案可決
3 8	議案第 3 9 号	公の施設の指定管理者の指定(わかさ 2 9 (にく) 工房)について	原案可決
3 9	議案第 4 0 号	若桜町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	原案可決
4 0	議案第 4 1 号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決
4 1	議案第 4 2 号	町道の路線認定について	原案可決
4 2	議案第 4 3 号	若桜町職員定数条例の一部改正について	原案可決
4 3	議案第 4 4 号	若桜町固定資産評価審査委員会の委員の選任について	原案同意
4 4	議員提出議案 第 1 号	若桜町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

令和 7 年第 2 回若桜町議会定例会（第 1 号）

招集年月日	令和 7 年 3 月 1 1 日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午後 2 時 0 0 分			
応 招 議 員	1 番	谷 口 貴	6 番	山 本 晴 隆
	2 番	森 田 二 郎	7 番	川 上 守
	3 番	梶 原 明	8 番	中 尾 理 明
	4 番	山 本 安 雄	9 番	小 林 誠
	5 番		1 0 番	山 根 政 彦
不 応 招 議 員				
出 席 議 員	1 番	谷 口 貴	6 番	山 本 晴 隆
	2 番	森 田 二 郎	7 番	川 上 守
	3 番	梶 原 明	8 番	中 尾 理 明
	4 番	山 本 安 雄	9 番	小 林 誠
	5 番		1 0 番	山 根 政 彦
欠 席 議 員				
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	盛田 恭司
	副 町 長	川戸 伸二	政 策 統 轄 監	武田 詢
	教育委員会次長	下石 裕美	総 務 課 長	山口由企夫
	町 民 課 長	川戸 康之	企画政策課長	谷本 剛
	会 計 管 理 者	谷口 国彦	福祉保健課長	藤原 祐二
	税 務 課 長	山本 賢一	地域整備課長	竹本 英樹
	地籍調査課長	矢部 広一	経済産業課長	中島 毅彦
	農業委員会事務局長	小林 貴之		

令和 7 年 3 月 議会定例会
会議の顛末
本会議（3 月 1 1 日）

議長（山根政彦）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員数は 9 人です。

定足数に達していますので、令和 7 年第 2 回若桜町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第 1

「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、若桜町議会会議規則第 1 2 5 条の規定により、議長において、川上守議員、山本晴隆議員を指名します。

日程第 2

「会期の決定について」を議題とします。
お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 2 1 日までの 1 1 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 3 月 2 1 日までの 1 1 日間に決定しました。

日程第 3

「諸般の報告」をします。

会議関係諸般の報告は印刷してお手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

続いて常任委員会に付託する請願等について、本日までに受理した請願・陳情はお手元に配布の「請願等文書表」のとおりです。会議規則第 9 2 条第 1 項の規定により、総務産業教育民生常任委員会に審査を付託しました。

日程第 4

「町長施政方針」

町長の令和 7 年度施政方針を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

「三寒四温」と申しますとおり、寒暖を繰り返しながらも、着実に春は近づいているようです。

今年は立春を過ぎてから大雪となり、畚米集落では一時 3 メートル近い積雪があり、集落内の道路除雪や屋根の雪下ろし等の緊急対応が行われました。また若桜宿内や吉川等の一部集落では消雪装置の不具合も重なり、町民生活に支障が生じ、緊急除雪等の対応を行いました。町民の皆様に改めてお詫びを申し上げますとともに、来シーズンに向けて設備の点検・改修等に万全を期したいと思います。一方で、氷ノ山スキー場はシーズン開始から安定した積雪に恵まれ、多くのスキー客でにぎわっています。

さて、石破総理が誕生して 5 か月が経過しました。少数与党の厳しい政権運営が続きますが、新年度予算について、「年収 1 0 3 万円の壁」、「高校授業料無償化」、「高額療養費負担上限額の引き上げ」などの諸課題について、野党の意見を丁寧に聞きながら予算修正に応じるなど、年度内成立に向けた審議が続けられているところであります。

政権の看板政策であります地方創生 2. 0 も、この春から本格的に始動してまいります。「令和の日本列島改造」とも称されるこの取組は、日本の経済成長の起爆剤として地方の産業を強化して、給与水準の高い魅力的な職種を増やすことで、若者や女性が地方にとどまり、大都市から集まってくる、そうした国づくりを行おうとするものです。

そのためには、旧来の社会の価値観や慣習、例えば男女の固定的な役割分担の解消や長時間労働などの労働慣行の見直しも必要となります。若桜町も若者や女性に選ばれる地域を

目指した取組を進めていきたいと思います。

本日、令和7年第2回若桜町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様にはこぞってご出席いただき、令和7年度一般会計当初予算並びに令和6年度補正予算及び諸議案の審議を賜りますことに、感謝申し上げます。

本定例会に提案しております諸議案の説明に先立ちまして、私の施政方針の一端を述べさせていただきます。

私が就任してから3年が経過しました。残り1年の任期内には、人口減少対策に一層力を入れてまいります。

人口の自然減が拡大傾向にある中、社会増に向けた取組が重要性を増しています。移住を増やすためには住宅の確保が喫緊の課題であり、移住希望者の多様なニーズに応える住宅対策を進めます。

また、定住対策として、免許を返納される高齢者が増える中、利便性が高く、持続可能な公共交通体系の構築に力を入れてまいります。

さて、来年度の施策につきまして、町の総合計画に掲げる6つの基本目標に沿ってご説明いたします。

まず、「安全で快適に暮らしやすいまち」についてです。本日で東日本大震災から14年となります。昨年元日には能登半島地震もありました。こうした震災を教訓に、指定避難所等に屋外用停電時照明を設置するほか、簡易ベッド等の備品の整備を進め、避難所の生活環境の向上を図ります。

町民の交通手段として、また観光客の二次交通として、若桜宿内にグリーンスローモビリティを本格導入します。あわせて共助交通のエリア拡大、町営バスデマンド便の料金の低廉化と増車、スクールバスの追加導入を進め、住民ドライバー主体の運行形態にシフトしつつ、町民の利便性が高く持続可能な公共交通体系の構築を目指します。また、日本交

通高速バス鳥取－大阪間の若桜経由便の4月からの通年運行に備え、八頭町と協調して運賃助成を行います。

I C T端末の機能を備える自動車であるコネクテッドカーを導入し、地域に出向いて、福祉、防災、選挙等の行政サービスや医療サービス等の提供を行うための環境整備を図ります。

また、I P告知端末について各戸への更新配備を完了するとともに、買い物支援機能として町内店舗の商品の注文・配達システムを構築します。このようなD Xを活用した住民サービスを各分野で進めるため、D Xの専門人材を登用します。

脱炭素社会の実現を目指して、町有林について、J－クレジットの認証・販売を目指します。また、宅配便の置き配ボックスの普及を促進し、再配達によって発生する温室効果ガスの削減を目指します。

次に、「みんなを大切にし、子どもを産み育てやすいまち」についてです。人口減少に歯止めを掛けるため、今年度に引き続き、役場内にプロジェクトチームを設置し、ワークショップの運営を委託して効果的な施策立案につなげます。

また、結婚支援施策として、縁結び世話人の会をまずは町職員を中心に立ち上げ、出会いの場づくりやマッチングなど婚活をきめ細かくサポートします。

子どもを産み育てやすい環境づくりのため、「子ども・子育て応援祝金」や、保育料の完全無償化とあわせて「おうちで子育て応援給付金」等により子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

また、高齢者が外出して人とのつながりを保ち続けられるよう、健康づくり教室や地域食堂等様々なコミュニケーションの場を増やす取組を進め、フレイルや認知症の予防や生きがいを支援します。

次に「豊かな心と体を育み、人材を育てる

まち」についてです。若桜学園の児童生徒用のタブレットを更新するとともに、教職員のスキルアップを図り、ICT教育の環境を整備します。

また、中学校部活動の地域移行について、部活動の外部指導者を試行的に派遣し、部活動を地域ぐるみで支えていく持続可能な仕組みを検討していきます。

友好交流協定を締結している台湾新竹県横山郷の小学校に、若桜学園の5・6年生を派遣し、交流を深めることで、豊かな国際感覚を養うとともに、事前に英語教室を開催し、英会話能力の向上を図ります。

文化財の保護と活用を図るため、若桜鬼ヶ城で著名な考古学者にご協力いただいてイベントを開催するとともに、「100万人のクラシックライブ」を開催する等町民に芸術鑑賞の機会を提供します。

次に、「豊かな自然を活かし、産業が活性化するまち」についてです。商工会と連携してデジタル地域通貨を導入し、地域内の経済循環を強固なものとして、所得の確保や雇用の創出につなげます。

マスメディアを活用して観光プロモーションを強化するとともに、若桜町を舞台とした小説の執筆を作家に依頼し、町の魅力を発信します。あわせて観光産業の担い手として観光協会の法人化を進め、組織体制を強化します。

農地の維持管理を図るため、第6期目を迎える中山間地域等直接支払制度について、引き続きの協定締結を集落に働き掛けるとともに、多面的機能直接支払制度については広域組織化を促進し、取組集落の拡大を目指します。

また、基幹品目である米の集約化と有利販売の強化、収益作物であるエゴマの高付加価値化・販路拡大とともに、そばの栽培面積拡大及び収量確保に向けて、「若桜町そば協議会」の活動を支援し、そばのブランド化を進

めます。

木材の素材生産量の拡大を図るため、路網の整備や高性能林業機械の導入とともに、森林協会明確化と地籍の産地調査の両面から山林所有関係の明確化を進め、施業の集約化の環境整備を図ります。

地域おこし協力隊の受け入れを10人程度に増やし、新たな起業の促進や、地域に必要な人材の確保育成を図ります。

次に、「住みたい・訪れたい・楽しみたい魅力的なまち」についてです。新年度から若桜地区の都市計画区域を対象に、まちづくりの総合的なプラン作りに着手し、観光客等交流人口の拡大を目指して、空家や遊休施設等を活用した駅周辺の整備や重伝建エリアのにぎわいづくりを検討します。

地域おこし協力隊をはじめ移住者の居住の用に供するため、利用可能な空き家の確保や旧寄宿舎の改修を行うとともに、新町住宅団地の区画整理及び販売開始に向けた準備を進め、賃貸アパートについても具体的な検討を進めます。

ワーケーションを通じた県外の企業や事業者の提案やアイデアを町づくりに活かし、関係人口の拡大を図ります。

最後に、「住民参加のまち」についてです。2年前に始めた出前町長室の取組も、これまで32集落で実施し、残り8集落となりました。任期内に希望するすべての集落で実施し、町民の皆さんの多様な意見・要望・提案を施策に反映してまいります。

過疎化・高齢化により集落機能の維持が困難となりつつある池田地区において、常勤の集落支援員を2名配置し、「食でつながる居場所づくり」を進めています。住民生活や集落機能のさらなる支援を通じ、地域コミュニティの活性化を図ります。

ふるさと納税については、今年度1億円を突破しましたが、新たな地元返礼品の開拓や取扱サイトの拡充等取組を一層強化して自主

財源の確保に努めます。

また、旧菰米分校や旧池田小学校等の遊休施設について、地元のご意見をお聞きしながら、有効活用の方策を検討してまいります。

以上、令和7年度の主な取組の概要をご説明いたしました。人口減少対策を最優先課題として、職員ともどもしっかり取り組んでまいります。議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

議長（山根政彦）

以上で町長の施政方針を終了します。

日程第5

議案第2号 令和7年度若桜町一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、議案第2号 令和7年度若桜町一般会計予算につきまして、その概要を説明させていただきます。

令和7年度一般会計当初予算につきましては、昨年度の歳入歳出予算総額43億9,600万円に対しまして、4億100万円、率にして9.1%増額の総額47億9,700万円を計上いたしております。

また、第2条の債務負担行為では、「第2表 債務負担行為」のとおり債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を、第3条地方債では、「第3表 地方債」のとおり過疎対策事業債など、それぞれの限度額を、第4条では、一時借入金の借り入れ最高額を4億円と定めております。

第5条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により定めております。

それでは、まず、歳入の主なものについてご説明いたします。

町税に、2億7,528万8千円計上しております。前年対比217万8千円の増、予

算総額に占める割合は、5.7%となっております。

次に、地方交付税につきましては、国の地方財政計画において交付税総額は、前年度を約3千億円上回る19兆円が確保されていることから、前年対比4.6%増の21億4,423万円を見込んでおり、予算総額に占める割合は44.7%となっております。

分担金及び負担金では、若桜鉄道施設保守管理・維持改善事業及び高速バス運行事業に係る八頭町からの負担金などを見込んでおり、総額3,083万円（対前年比2千円増、）国庫支出金では、各福祉施策に関する給付費、デジタル基盤改革支援補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び社会資本整備総合交付金など、総額3億8,008万7千円、対前年度比9.9%の増、県支出金では、農林水産業費県補助金が6,887万8千円の増額となるなど、対前年度比19.8%増の総額4億1,795万1千円を計上しております。

寄付金では、指定寄付金が4,000万8千円の増額となるなど、対前年度比66.2%増の総額1億40万5千円を計上しております。

繰入金では、ふるさと応援基金からの繰入が8,592万3千円、森林整備促進基金繰入金からの繰入れが1,597万9千円増額となるなど、対前年度比18.8%増となる5億7,738万1千円となっております。

町債は、過疎対策事業債、辺地対策事業債など、その他の起債とあわせて4億2,140万円を計上しており、対前年度比8.7%の減となっております。

その他、地方消費税交付金をはじめとした各種交付金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入などをもって予算措置をいたしております。

町税、使用料及び手数料、財産収入などの自主財源の予算総額は、12億8,452万5千円で、予算総額に占める割合は26.8%と

なっており、対前年比 22.2%の増となっております。

次に、歳出について、予算科目ごとに、その概要をご説明いたします。

議会費では、各委員会の調査研究に要する経費、議会だよりの発行費用など、総額 5, 811 万 7 千円を計上いたしております。

総務費では、行政運営を行っていくための総括的な経費及び地方創生の取り組みを進めるために必要な費用を計上するとともに、自治会・コミュニティ活動の振興、脱炭素社会推進事業、地域情報通信基盤施設事業、移住定住対策事業、地域おこし協力隊設置事業、中山間地域振興事業、買い物環境整備対策事業、若桜鉄道の利用促進や軌道等施設の管理などをはじめ、地域の振興及び活性化に関する費用のほか、結婚推進事業、D X 推進事業、町長・議会議員選挙に関する経費を計上しており、総額 1 4 億 2, 589 万 6 千円となっております。

民生費は、総額 8 億 1, 809 万 7 千円となっており、高齢者や障がい者に対する福祉事業、地域食堂運営支援事業、かがやけ未来！子ども・子育て応援祝い金支給事業、わかさこども園や子育て支援センターの運営費用など、地域福祉や少子化対策、子育て支援の充実のための費用のほか、金婚事業、ゆはら温泉の管理運営費用、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の各特別会計への繰出金を計上いたしております。

衛生費では、鳥取大学医学部と連携を行う地域医療活性化事業、空き家等に係る適正管理の促進及び特定空き家等の除却を行う空き家対策事業、ごみ収集や処理を行う塵芥(じんかい)処理対策事業、インフルエンザ・新型コロナウイルスなどの予防事業、各種ガン検診や健康ポイント事業の実施などの健康増進事業、きめ細やかな母子支援を行う母子保健相談事業、簡易水道施設の整備を実施する簡易水道事業会計への繰出金等、住民の健康づく

り及び保健衛生、環境衛生の推進のための経費として、総額 3 億 3 83 万 8 千円を計上いたしております。

農林水産業費では、中山間地域の農地を守るための中山間地域等直接支払制度や農地中間管理、多面的機能直接支払事業、本町の豊かな資源を活用した特産品の研究・開発・販売支援事業、有害鳥獣被害対策事業等、中山間地における農業の活性化、地域資源を活かした若桜ブランドの確立など農業に関係する費用のほか、地籍調査事業、また、新たな森林管理システム推進事業、若桜材需要拡大推進事業や森林整備、林道事業等の林業振興、森林の活性化に必要な経費及び水産業の振興を図る経費として、総額 6 億 1, 515 万円を計上しております。

商工費では、本町の商工業や観光振興に関する事業、地域通貨を導入するための地域内経済循環促進事業、氷ノ山集客促進事業、ジビエ振興事業、道の駅及び氷ノ山関連施設、駅前店舗の指定管理等、商工業の振興と地域の活性化、恵まれた観光資源をいかした観光客の増加を図るための費用として、総額 2 億 8, 108 万 9 千円を計上いたしております。

土木費では、町道整備に係る工事費、用地費や補償費などの町道新設改良事業、町道、消雪施設の点検、改修及び除雪等の道路維持、若者住宅や町営住宅の管理、定住促進のための宅地造成事業、中之島公園等住民の憩いの場の維持管理等、道路、住宅等の社会基盤の整備、所管する施設の適正な維持管理を行うための費用として、総額 3 億 6 82 万 8 千円を計上いたしております。

消防費では、東部広域行政管理組合への負担金、消防団・自警団の活動経費や自衛消防組織の育成費、備蓄物資の購入や耐震補助、非常用電源確保及び屋外用停電時照明の設置等防災・災害対策に係る経費、倒木による集落の孤立を未然防止するための危険木等事前伐採事業等、安心安全のくらしを守る地域防

災力の強化、災害に強いまちづくりための費用として、総額1億2,476万1千円を計上いたしております。

教育費には、総額3億6,956万3千円を計上しております。事務局費、児童・生徒の学力向上を支援する学力向上支援事業、外国青年招致事業等、教育行政を推進するための総括的な費用のほか、若桜学園管理運営や教育振興事業、学校給食費補助事業、スクールバスの運行及び高校生の通学費助成、奨学資金の貸し付け等、教育の振興、保護者の負担軽減などに関する費用、また、社会教育費として、人権・同和教育の推進、社会教育団体や青少年育成事業及び氷ノ山寿大学等の生涯学習、重要伝統的建造物群保存地区の保存・改修などの文化財保護費、公民館や郷土文化の里及び生涯学習情報館など社会教育施設の管理運営等、社会教育や生涯学習、歴史・文化の保存活用を推進するための費用を計上いたしております。

保健体育費として、スポーツ教室の開設や体育協会、総合型スポーツクラブ 若桜クラブへの支援、八幡広場や温水プールなどの体育施設の管理運営等、体力づくり、生涯スポーツを推進するための予算を計上いたしております。

その他、災害復旧費には、発生した災害に早急に対応するための費用として238万4千円を、公債費には、町債の元利償還金として4億8,571万2千円を計上し、予備費において556万5千円を計上し、歳入歳出総額の調整を行っております。

以上、予算の概要につきましてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号 令和7年度若桜町一般会計予算は、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中に審査することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、本案は議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中に審査することに決定しました。

委員会条例第8条第1項の規定により、本会議終了後、予算審査特別委員会を全員協議室に招集いたします。

日程第6

議案第3号 令和7年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算、議案第4号 令和7年度若桜町介護保険事業特別会計予算、議案第5号 令和7年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算、議案第6号 令和7年度若桜町赤松団地造成事業特別会計予算、議案第7号 令和7年度若桜町財産区造林事業特別会計予算、議案第8号 令和7年度若桜町索道事業特別会計予算、議案第9号 令和7年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第10号 令和7年度若桜町簡易水道事業会計予算、議案第11号 令和7年度若桜町下水道事業会計予算を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それではただいま議案となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第3号 令和7年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、4億2,700万円でございます。

この会計は、被保険者に必要な保険給付と一次予防のための保健事業を行うものでございますが、保険給付費の算定につきましては、前年度の給付見込みを基に、過去の給付費実績等も勘案して算定しております。

また、特定健診、人間ドック、脳ドックなどの保健事業費及び国民健康保険事業費納付金を計上しております。財源につきましては、国民健康保険税、県支出金、繰入金などで措置しております。

また、第2条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により定めております。

続きまして、議案第4号 令和7年度若桜町介護保険事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、6億4,400万円でございます。

この会計は、被保険者に必要な介護サービスを提供するものでありますが、介護保険給付費の算定にあたりましては、これまでの給付実績や被保険者のニーズなどを勘案し計上いたしており、その財源として、介護保険料、国・県支出金、支払基金交付金、繰入金などにより措置しております。

また、第2条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により定めております。

続きまして、議案第5号 令和7年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、8,194万4千円でございます。

この制度では、被保険者から納入された保険料を保険者である鳥取県後期高齢者医療広域連合へ納付することとなっており、歳出は、その納付金及び事務費で構成されております。なお、事務費及び保険料軽減に係る納付金の財源につきましては、一般会計からの繰入金で措置しております。

続きまして、議案第6号 令和7年度若桜町赤松団地造成事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額は、55万7千円でございます。

歳出では、団地造成時に借り入れた地方債の元利償還金及び一般会計への繰出金を、歳入において、その財源として、土地貸付料を計上しております。

続きまして、議案第7号 令和7年度若桜町財産区造林事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、223万7千円でございます。

歳出は、造林事業委託料と事務費であり、その財源として、歳入に公団と財産区の負担金を計上しております。

続きまして、議案第8号 令和7年度若桜町索道事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、3,228万9千円でございます。

この会計では、指定管理者制度のもとで、利用料金を指定管理者が収受し、本会計に納付金を受領する予算を計上しております。

歳出は、維持管理費及び事務費などを計上し、これらの財源として、財産収入、繰入金、諸収入で措置しております。

続きまして、議案第9号 令和7年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、49万6千円でございます。住宅新築資金等貸付金に係る元利収入を一般会計へ繰り出しするよう予算措置しております。

続きまして、議案第10号 令和7年度若桜町簡易水道事業会計予算であります。令和7年度は、収益的収支に係る業務量として、年間有収水量を31万7,736立方メートルと見込み、収入支出それぞれ1億4,855万7千円を予算計上しております。収入の主なものは、簡易水道使用料、一般会計補助金、支出の主なものは、施設管理費、人件費、企業債利子償還金でございます。

次に、資本的収支でございますが、収入は2億8,162万4千円、支出は3億3,7

39万4千円を計上しております。収入は、企業債及び国庫補助金、支出の主なものは、若桜・赤松地区の統合や糸白見・落折地区の施設等の整備に係る費用、企業債元金償還金でございます。

第5条の企業債でございますが、簡易水道施設整備事業の財源といたしまして、1億6,440万円を限度額としております。

第6条の一時借入金の限度額といたしまして、2,000万円を計上しております。

第7条では、予定支出の流用につきまして定めておりますし、第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費2,256万3千円としております。

第9条の他会計からの補助金につきましては、一般会計から補助を受ける金額として、1億1,118万6千円を計上しております。

続きまして、議案第11号 令和7年度若桜町下水道事業会計予算であります。令和7年度は収益的収支に係る業務量として、年間総処理水量を29万7,656立方メートルと見込み、収入支出それぞれ2億3,818万2千円を予算計上しております。

収入の主なものは、下水道使用料、一般会計補助金、国・県補助金、支出の主なものは、施設管理費、人件費、企業債利子償還金でございます。

次に、資本的収支でございますが、収入は8,664万円、支出は1億5,173万3千円を計上しております。

収入は、企業債、負担金、一般会計出資金、国庫補助金、支出の主なものは、若桜浄化センター及びマンホールポンプの改修などに係る費用、企業債元金償還金でございます。

第5条の企業債でございますが、下水道施設整備事業の財源として限度額を2,220万円、第6条の一時借入金の限度額を6,000万円とそれぞれ定めております。

第7条では、予定支出の流用につきまして

定めておりますし、第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費703万1千円としております。

第9条の一般会計から補助を受ける金額といたしまして、1億1,808万1千円を計上しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第11号までの9議案は、先ほど設置した予算審査特別委員会に付託の上、会期中に審査したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第11号までの9議案は、予算審査特別委員会に付託の上、会議中に審査することに決定しました。
日程第7

議案第12号 令和6年度若桜町一般会計補正予算（第8号）、議案第13号 令和6年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第14号 令和6年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）、議案第15号 令和6年度若桜町財産区造林事業特別会計補正予算（第1号）、議案第16号 令和6年度若桜町索道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第17号 令和6年度若桜町簡易水道事業会計補正予算（第5号）、議案第18号 令和6年度若桜町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

はじめに、議案第12号 令和6年度若桜町一般会計補正予算について、でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億8,168万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を45億4,758万7千円とするものでございます。

地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費の追加につきましては、「第2表 繰越明許費補正」のとおりとし、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

まず、歳入の概要についてご説明いたします。町税では、定額減税分として785万2千円を減額しております。

地方譲与税、利子割交付金等各種交付金につきましては、交付決定並びに実績見込みにより、それぞれ補正額を計上しております。

地方交付税では、追加配分により5,093万6千円を増額いたしました。

国庫支出金では、児童入所施設措置費負担金21万2千円、デジタル基盤改革支援補助金2,977万8千円などを追加しておりますし、実績見込みにより、低所得者保険料軽減負担金13万2千円、個人番号カード交付事務費補助金317万1千円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,728万9千円、老朽危険空家等除却支援事業補助金317万5千円などをそれぞれ減額するなど、その他の補正と合わせまして、総額547万8千円を追加いたしました。

県支出金では、児童入所施設措置費負担金10万6千円を追加しておりますし、市町村創生交付金、鳥取県買物環境確保推進交付金、地籍調査事業補助金、森林保全総合対策事業補助金及び高校生通学費助成事業補助金など

の各種補助金等について実績見込みにより再算定し、総額5,800万円を減額いたしました。

財産収入では、実績見込みにより、総額33万1千円を、繰入金におきましても、財政調整基金等各種基金繰入金について、実績見込みにより調整し、総額1億8,405万3千円をそれぞれ減額しております。

諸収入では、総合賠償保障保険金5万5千円を追加しておりますし、町債では、過疎対策事業債など、財源充当した事業の実績見込みにより調整し、総額1億98万8千円を減額しております。

次に、歳出の主なものについて、ご説明いたします。

議会費では、会計年度任用職員報酬30万円、費用弁償104万円を減額するなど、その他の補正と合わせまして、総額187万4千円を減額いたしました。

総務費では、一般管理費390万1千円、財務事務会計管理費163万4千円、脱炭素社会推進事業1,046万5千円、移住定住促進事業810万円、地域おこし協力隊設置事業820万3千円、買い物環境整備対策事業1,640万2千円、若桜鉄道対策事業2,020万8千円減額するなど各事業について調整を行い、総額1億38万6千円を減額いたしました。

民生費では、ふれあい交流センター運営事業に30万2千円、助産施設・母子生活支援施設入所措置費に42万4千円などを追加いたしましたが、実績見込みにより、老人保護措置事業、介護保険事業特別会計繰出金など各事業について調整を行い、総額2,327万3千円を減額いたしました。

衛生費では、簡易水道会計繰出金256万5千円を追加し、空家等対策事業や塵芥処理対策事業など各事業について実績見込みにより調整を行い、総額603万6千円を減額いたしました。

農林水産業費では、森林整備事業、若桜材需要拡大推進事業や新たな森林管理システム推進事業など各事業の実績見込みにより調整を行い、総額7,629万3千円を減額しております。

商工費では、コンベンション開催助成事業に34万7千円を追加し、実績見込みにより、商工振興事業及び観光事業費におきまして事業費を調整し、総額161万円を減額いたしました。

土木費では、道路維持費1,006万9千円、町道新設改良事業3,432万7千円を減額するなど、その他の補正と合わせまして、総額5,509万4千円を、消防費では、常備消防費615万2千円をそれぞれ減額しております。

教育費では、小学校管理費に55万2千円、生涯学習情報館運営事業に33万4千円を追加しておりますし、実績見込みにより、要保護・準要保護児童・生徒援助費、若桜学園教育振興費、通学対策事業、公民館管理費や伝統的建造物群保存地区保存事業など各事業費を調整し、総額1,096万4千円を減額いたしました。

また、給与及び手当等の人件費を各科目において調整しております。

続きまして、議案第13号 令和6年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算について、でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ476万円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億6,747万9千円とするものでございます。

歳入では、国民健康保険税476万円を、歳出では、国民健康保険財政調整基金事業積立金164万1千円を、また、歳入歳出総額の調整のため、予備費311万9千円をそれぞれ減額しております。

続きまして、議案第14号 令和6年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算について、でございますが、既定の歳入歳出予算の総額

から、それぞれ5,415万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億5,369万9千円とするものでございます。

この度の補正は、実績見込みに伴う補正であり、歳出において各種事業費を精査するとともに、その財源である歳入費目を調整するものでございます。

まず、歳入の概要についてご説明いたします。

保険料では、特別徴収保険料306万2千円を減額し、普通徴収保険料、現年度分4万2千円を増額しております。

国庫支出金では、介護給付費負担金1,180万円、調整交付金725万8千円を減額するなど、その他の補正と合わせまして、総額1,908万3千円を減額しております。

支払基金交付金では、介護給付費交付金1,617万5千円を減額し、地域支援事業支援交付金3千円を増額しております。

県支出金では、介護給付費負担金767万円を減額するなど、その他の補正と合わせまして、総額768万3千円を減額しております。

繰入金では、介護給付費繰入金など合わせまして、総額819万9千円を減額いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

総務費では、介護認定審査会費43万7千円を減額しております。

保険給付費では、各サービス給付費の実績見込みによる事業費の精査を行い、居宅介護サービス給付費2,000万円、地域密着型介護サービス給付費2,700万円、介護予防サービス給付費450万円などそれぞれを減額し、その他の補正と合わせまして総額5,990万円を減額しております。また、施設介護サービス給付費等におきまして、国県支出金等の増減に伴い財源更正を行っております。

地域支援事業費では、総合相談事業費 1 1 万 1 千円、在宅医療・介護連携推進事業 1 1 万 2 千円をそれぞれ減額し、認知症総合支援事業費等において財源更正を行っております。

なお、歳入歳出総額の調整のため、予備費 6 4 0 万 3 千円を追加しております。

続きまして、議案第 1 5 号 令和 6 年度若桜町財産区造林事業特別会計補正予算について、でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 4 5 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 7 2 万 4 千円とするものであります。

今回の補正は、実績見込みに伴う補正で、歳入では農林水産業費負担金を、歳出においては林業振興費及び公団造林事業をそれぞれ 4 5 万 9 千円減額しております。

続きまして、議案第 1 6 号 令和 6 年度若桜町索道事業特別会計補正予算について、でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 3 1 6 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 5, 2 5 8 万 3 千円とするものでございます。

まず、歳入の概要についてご説明いたします。

財産収入では、索道事業基金利子 1 0 万 5 千円を、繰入金では、索道事業基金繰入金 4 0 5 万 3 千円をそれぞれ追加いたしました。

諸収入では、指定管理納付金 5 0 0 万円を減額し、消費税還付金 9 8 万円を追加しております。

町債では、実績に伴い辺地対策事業債 3 3 0 万円を減額しております。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

索道費では、実績等に伴い索道管理費 3 1 6 万 2 千円を減額しておりますし、公課費では、財源更正を行っております。

続きまして、議案第 1 7 号 令和 6 年度若桜町簡易水道事業会計補正予算について、でございますが、収益的収入では、営業収益とし

て 3 7 0 万円を減額しておりますし、営業外収益として一般会計からの繰入金 2 5 6 万 5 千円を増額しております。

収益的支出では、営業費用として 1 8 9 万 7 千円を減額しておりますし、営業外費用として 3 3 4 万 7 千円を増額しております。

また、資本的収入では、企業債及び国庫補助金を合わせまして総額 6, 2 8 8 万 2 千円を、資本的支出では、建設改良費など合わせまして総額 6, 2 3 8 万 9 千円をそれぞれ減額しております。

続きまして、議案第 1 8 号 令和 6 年度若桜町下水道事業会計補正予算について、でございますが、資本的収入では、企業債及び一般会計からの繰入金を合わせまして総額 2, 3 1 6 万 7 千円を、資本的支出では、建設改良費 2, 6 1 5 万 8 千円をそれぞれ減額しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第 8

議案第 1 9 号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第 2 0 号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

はじめに、議案第 1 9 号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、一般職の

国家公務員の給与改定に準じて特別職の国家公務員の給与が改定されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第20号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、令和6年8月8日の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、所要の改正を行うものでございます

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

午後3時00分 休 憩

午後3時10分 再 開

議長（山根政彦）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第9

議案第21号 若桜ゆはら温泉ふれあいの湯の設置及び管理に関する条例の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第21号 若桜ゆはら温泉ふれあいの湯の設置及び管理に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、若桜ゆはら温泉ふれあいの湯の使用料を改定することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第10

議案第22号 若桜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、議案第23号 若桜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第22号 若桜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、及び議案第23号 若桜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、でございますが、これは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

日程第 1 1

議案第 2 4 号 若桜町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 2 5 号 若桜町八幡広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 2 6 号 若桜町立わかさ温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 2 7 号 若桜町使用料徴収条例の一部改正について、議案第 2 8 号 若桜町立多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 2 9 号 若桜町営スキー場施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 3 0 号 若桜町活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 3 1 号 若桜町エゴマ搾油加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 3 2 号 若桜町精米施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 3 3 号 若桜町立地域福祉センター・ドリーミーの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 3 4 号 若桜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第 3 5 号 若桜町手数料徴収条例の一部改正についてについて、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

はじめに、議案第 2 4 号 若桜町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、町営住宅の一部について払い下げを行ったことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第 2 5 号 若桜町八幡広場

の設置及び管理に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、町内利用者の大人の使用料年会費を改定すること等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第 2 6 号 若桜町立わかさ温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、わかさ温水プールの町外の大人の使用料を改定すること等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第 2 7 号 若桜町使用料徴収条例の一部改正について、議案第 2 8 号 若桜町立多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 2 9 号 若桜町営スキー場施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 3 0 号 若桜町活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 3 1 号 若桜町エゴマ搾油加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 3 2 号 若桜町精米施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第 3 3 号 若桜町立地域福祉センター・ドリーミーの設置及び管理に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、行政財産の使用料に関する規定について、一部料金の見直し等を行うとともに、指定管理者に管理を行わせる施設等においては、各施設の設置及び管理に関する条例にそれぞれ定めるよう整理するため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第 3 4 号 若桜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第 3 5 号 若桜町手数料徴収条例の一部改正について、でございますが、これは、令和 6 年 3 月 1 日に施行された戸籍

法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第 1 2

議案第 3 6 号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第 3 7 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第 3 8 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

はじめに、議案第 3 6 号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、でございますが、これは、情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行による、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第 3 7 号 刑法等の一部を

改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、でございますが、これは、刑法等の一部を改正する法律が令和 7 年 6 月 1 日から施行されることに伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第 3 8 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、でございますが、これは、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例において引用する同法の条文に条ずれが生じることから、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第 1 3

議案第 3 9 号 公の施設の指定管理者の指定(わかさ 2 9 (にく) 工房)について、議案第 4 0 号 若桜町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

はじめに、議案第 3 9 号 公の施設の指定管理者の指定（わかさ 2 9 (にく) 工房）について、でございますが、これは、わかさ 2 9 (にく) 工房の指定管理者に、猪鹿庵（じびえあん）河戸健を指定することについて、本議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第 4 0 号 若桜町の特定の

事務を取り扱う郵便局の指定について、でございますが、これは、地方公共団体の事務を日本郵便株式会社に委託するため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第3項の規定により、本議会の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第14

議案第41号 損害賠償の額を定めることについて、議案第42号 町道の路線認定について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。それでは、ただいま議題となりました議案につきまして提案理由をご説明いたします。

はじめに、議案第41号 損害賠償の額を定めることについて、でございますが、これは、令和7年1月4日、若桜町大字若桜字屋堂羅河原1003番地8外の町有敷地内において、軽トラックが横断溝を通過した際、横断溝の受けの一部が欠損していたため床版が跳ね上がり、車底に損傷を与えたもので損害賠償を行うものであります。

続きまして、議案第42号 町道の路線認定について、でございますが、これは、道路法第8条第2項の規定により町道の路線認定をすることについて、本議会の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山根政彦）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午後 3時25分 散 会